



平成21年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 清水建設株式会社

代 表 者 名 取締役社長 宮本 洋一

上場取引所 東証・大証・名証各第 1 部

コード番号 1 8 0 3

問 合 せ 先 広報部長 岩 崎 浩

T E L 03-5441-1111 (大代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成21年 6 月 26 日開催予定の当社第107期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	第 2 章 株 式 (削る)
(自己の株式の取得) 第 8 条 (略)	(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 (削る)

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第 10 条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1～4 (略) (単元未満株式の買増し) 第 11 条 (略) (株主名簿管理人) 第 12 条 当会社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。 第 13 条～第 37 条 (略) (新設) (新設)	(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1～4 (現行どおり) (単元未満株式の買増し) 第 10 条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第 11 条 当会社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第 12 条～第 36 条 (現行どおり) 附則 第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上